ては、第三条の見出し、第四条の五第一項、第十一条及び第十五条（見出しを含む。）中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

附　則

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この省令の施行前に土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により縦覧に供された事業計画に係る土地区画整理事業については、この省令による改正後の土地区画整理法施行規則第二十五条第一項の規定により読み替えて適用される同規則第四条の五第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第十七号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百九条第一項及び第二項第六号の規定に基づき、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（買受計画の認定の申請）	（買受計画の認定の申請）
第五十三条　（略）	**第五十三条**　（略）
2　法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2　法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、要除却認定マンションについてのマンション敷地売却決議の予定時期とする。
一　要除却認定マンションについてのマンション敷地売却決議の予定時期	（新設）
二　一団地内にある数棟の建物（当該買受計画に係る要除却認定マンションを含むものに限る。）の全部が要除却認定マンションであり、かつ、これらの建物（以下「団地内マンション」という。）の敷地（団地内マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内マンションの敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部が当該団地内マンションの区分所有者の共有に属する場合において、当該買受計画の認定を申請しようとする者が、当該団地内マンション及びその敷地につき一括して、その全部を買い受けようとする場合には、当該団地内マンション（当該買受計画に係る要除却認定マンション及びすでに買受計画の認定の申請がなされた要除却認定マンションを除く。）の買受計画の認定を申請する予定時期	（新設）

様式第18（第五十三条関係）

買受計画書	
決議要除却認定マンションの位置及び住戸の数	〔所在〕 〔住宅戸数〕
申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	〔氏名又は名称〕 〔住所又は主たる事務所の所在地〕
1．～6．　（略）	
7．他の要除却認定マンションの買受計画の認定を申請する予定時期（当該買受計画に係る要除却認定マンションが、団地内マンションである場合に限る。）	〔申請予定年月日〕　年　月　日

様式第18（第五十三条関係）

買受計画書	
決議要除却認定マンションの位置及び住戸の数	〔所在〕 〔住宅戸数〕
申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	〔氏名又は名称〕 〔住所又は主たる事務所の所在地〕
1．～6．　（略）	
（新設）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。